

仕様書

1 業務名

応急手当普及啓発業務

2 目的・業務概要

本業務は、本市に居住、勤務又は通学する者に対して、応急手当の必要性や知識と技術を広く普及啓発するため、AEDを活用した心肺蘇生法や大出血時の止血法などの講習及び当該講習に関連する事務を行うものである。

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所・業務内容等

- (1) 開催型講習
別添1のとおり
- (2) 派遣型講習
別添2のとおり

5 業務の実施体制等

(1) 講師の要件

講習の講師は、次のいずれかに該当する者で、応急手当に関する知識及び技能（以下「知識等」という。）を有する者とし、受託者は講師の知識等及び応急手当の指導経験に係る資料を事前に委託者に提出し、承認を受けること。なお、提出資料から、知識等及び指導技法に係る事前指導（1日程度）が必要と委託者が判断した者について、委託者は当該指導を業務実施前までに行うものとする。

ア 応急手当指導員

イ 応急手当普及員

ウ 医師、看護師、救急救命士の資格を有する者

(2) 資器材

ア 各講習で使用する資器材（訓練人形、AEDトレーナー、視聴覚資器材、感染防止資器材、効果確認表、筆記・実技試験問題等）は、全て受託者において確保・準備（資器材の修繕等が必要な場合の当該修繕等を含む。）すること。また、使用資器材については、事前に委託者の承認を受けること。なお、効果確認表や筆記・実技試験問題に係る電

子データは委託者が提供する。

イ 訓練人形は講習カリキュラムに応じてリトルアン（成人）、レサシジュニア（小児）、レサシベビー（乳幼児）又はこれらと同等の訓練が実施できるものとする。

ウ 講習で使用する「とっさの時の救急ガイド」は委託者より 8,510 部提供する。

なお、提供数以上の需要がある場合は、コピー等で対応し、全て受託者で準備すること。

(3) ホームページの作成・管理等

受託者は、実施する講習を、自社ホームページ等の媒体を用いるなどにより、講習対象者向けに案内すること。

(4) 修了証等の作成・交付

受託者は、委託者が別途実施した講習の受講証、修了証及び認定証について、委託者から作成依頼があった場合は、別紙 5 の仕様にに基づき作成すること。

また、受託者は、講習（受託者が実施した講習以外のものを含む。）の修了者から、修了証又は認定証の再交付を求められた場合には、別紙 5 の仕様にに基づき作成し、修了者に再交付すること。なお、この場合において受託者は、再交付に必要な情報の提供を委託者に求めることができる。

これらの修了証等（4 (1) 及び (2) の講習の開催に伴うものを除く。）の作成（再交付するものを含む。）は、2,100 枚を目安（平成 29 年年度、平成 30 年度、令和元年度の平均値 2,147 枚）とする。

(5) 保険加入

受託者は、各講習受講者の傷害事故発生等に備え、賠償責任保険に加入すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

受託者は、本市の感染予防対策ガイドライン及び次に定める要領を徹底し、本業務を実施すること。

また、受講者各人に対しても、同対策の徹底への理解や協力が得られるよう、丁寧に説明すること。

ア 開催型講習 別紙 6 のとおり

イ 派遣型講習 別紙 14 のとおり

(7) 事務所の設置

受託者は、本業務を効率的に行うため、札幌市民防災センター・白石消防署（札幌市白石区南郷通 6 丁目北に所在。以下「センター」という。）の一部スペースを、本業務における事務スペースとして使用することができる。

ただし、使用するスペース及び面積は委託者との協議により決定することとし、委託者の承認なしに使用することはできない。

また、更衣室、給湯室、トイレ、物品庫、駐車場についても委託者と協議のうえ使用することができる。

(8) その他

受託者は各講習の過去（平成30年度及び令和元年度）の受講者の実績数（別紙15）を参考に、履行期間において、本業務を適切に実施するために必要な業務実施体制を整え、受講者のニーズに円滑かつ速やかに対応すること。

6 支払要件等

(1) 受託者は、各月の実施結果を救命講習実施結果報告書（別紙10）により集計し、完了届（本市指定様式）とともに翌月10日までに委託者あて報告すること。ただし、3月にあつては3月31日までに委託者あて報告すること。

(2) 各月の業務の履行検査は、上記(1)の資料に基づき委託者が行い、受託者は、委託者が行う検査に合格した後、契約書に定める変動費として集計結果表に記載された各講習等の実施実績に応じた金額を算出し、当該契約書に定める月ごとの固定費と合せて請求すること。

なお、支払いは、適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(3) 記載誤り等により提出した書類を修正する場合の遡及範囲は前月及び前々月分までとする。ただし、明らかに過払いが認められる場合には、この限りでない。

7 損害の賠償

受託者は、本業務の実施において、本市施設を汚損又は滅失等により本市に損害を与えたときは、委託者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

ただし、委託者が、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は賠償責任を免除することができる。

また、受託した業務履行中における労働災害の適用については、受託者が負担する保険で対応すること。

8 経費負担

上記5(7)に基づき、センター内の委託者が指定する場所を事務スペースとして使用する場合、以下の経費は無償又は委託者

の負担とし、その他、本業務の実施に必要な経費は受託者の負担とする。

- (1) 事務室の賃借料
- (2) 事務室の水道光熱費
- (3) 事務室の清掃費
- (4) 委託業務により生ずる塵芥処理費用
- (5) センターに付随する設備、環境衛生設備及び消防用設備の維持管理費
- (6) 受託者又は講習受講者の責めに帰す事由がない場合のセンター及び駐車場の修繕費
- (7) 受託者の責めに帰すべき事由がない場合の第三者への損害賠償

9 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、あらかじめ委託者と十分に打合せ、協議等を行うこと。
- (2) 講習内容等は、JRC 蘇生ガイドライン 2015、応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号 消防庁次長通知）及び応急手当の普及啓発活動の推進に関する事務取扱要領、厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）」、本市制作の「とっさの時の救急ガイド」を反映させたものとする。
- (3) 業務従事者は上半身の見やすい位置に常に身分証明書を着用し業務に従事すること。
- (4) 本市施設に物品の搬入、据付け等を行う場合は、委託者と事前に調整すること。また、作業の際は、委託者の指示に従うほか、十分な養生を行い、施設、機器等に破損が生じた場合は受託者の責任においてこれを補償すること。
- (5) 健康チェックシート（別紙 7）の回収漏れ等提出書類に不備がある場合や、5 (6) の要領に定める感染防止対策が不十分であると認められる場合には、支払額を減額する場合があるため注意すること。
- (6) 受講希望者の数が、講習定員の合計を上回り、実施を予定している講習回数では対応が困難な場合は、委託者と講習の追加実施（開催日時等を含む。）について協議すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大等により、委託者より講習実施を中止するよう指示があった場合には、速やかに受講者等に連絡するとともに、ホームページ等でも案内す

ること。

- (8) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と協議の上で処理するものとし、付随して生じる打ち合わせ内容に関する議事録については受託者が作成し、委託者に書面で提出すること。

10 連絡先

札幌市消防局警防部救急課救急係 桐原・中井・岸山

札幌市中央区南4条西10丁目

TEL 011-215-2070